

第6編 大規模な火事
災害対策編

目次

	頁
第1章 基本的考え方等	1
第1節 基本的考え方	1
第2章 大規模な火事災害予防計画	2
第1節 大規模な火事に強いまちづくり	2
第1款 大規模な火事に強いまちの形成	2
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	4
第1款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）	4
第2款 活動体制の整備（共通対策編）	4
第3款 消火体制の整備	4
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	4
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	4
第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）	4
第7款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	4
第3節 住民の防災活動の促進	5
第1款 防災知識の普及	5
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	5
第3章 大規模な火事災害応急対策計画	6
第1節 活動体制の確立	6
第1款 町の活動体制の確立	6
第2節 災害情報の収集・連絡	6
第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	6
第2款 災害情報の収集・連絡	7
第3節 広域応援活動（共通対策編）	8
第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	8
第5節 医療救護活動（共通対策編）	8
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	8
第7節 避難収容活動	8
第8節 被災者等への的確な情報伝達活動	8
第4章 大規模な火事災害復旧・復興計画	9
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	9
第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	9
第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）	9
第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	9
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	9
第6節 事後の監視等の実施	9

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、町内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、町等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2章 大規模な火事災害予防計画

第1節 大規模な火事に強いまちづくり

第1款 大規模な火事に強いまちの形成

1 防災空間の確保

町は、大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区の指定

町における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、町の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、町は、町地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては、火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため、消防活動の困難性が特徴としてあげられる。

このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

町は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

第2章 大規模な火事災害予防計画
第1節 大規模な火事に強いまちづくり

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2ha程度とする。

(3) 広域避難地の整備

町は、延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地の大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は2km以内とする。

(4) 避難路の整備

広域避難地を指定する場合は、市街地の状況に応じ、概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないことを基準として避難路を選定し、整備する。

(5) 避難路の確保

町職員、警察官その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 消火体制の整備

1 消防事務の委託

町は、消防に関する事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持管理に関する事務及び水防に関する事務を除く。）を宮崎市に委託する。

2 出火防止体制の整備

共通対策編第2章 第2節 第3款 第2項「1 出火防止体制の整備」による。

3 消防力の充実強化

共通対策編第2章 第2節 第3款 第2項「2 消防力の充実強化」及び「3 消防団・消防団OB会」による。

4 消防水利の確保

共通対策編第2章 第2節 第3款 第2項「4 消防水利の確保」による。

5 地域の初期消火力の向上

共通対策編第2章 第2節 第3款 第2項「6（2）初期消火力の向上」による。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第7款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第3節 住民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章 第3節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、町は県及び関係者との協力のもと、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努める。

火災予防運動の重点目標としては、以下に示す項目等とする。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 物品販売店舗等、不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- (4) 社会福祉施設、病院等、自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- (5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

2 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。

また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

このため、町は県に協力し、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化に努める。

3 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では、収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。

今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努める。

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3章 大規模な火事災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 町の活動体制の確立

町は、町内に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置し、他市町村、県等の関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

その他、町の活動体制については、共通対策編第3章 第1節 第1款によるものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡

第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、町は宮崎地方気象台及び県と連携し、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報するものとする。

<宮崎地方気象台の基準>

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当又は該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。

なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

(2) 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

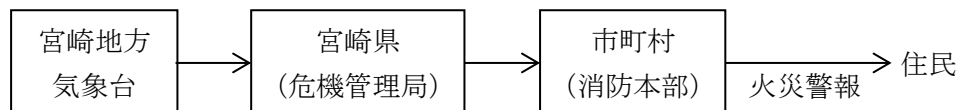


図 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

(3) 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 防災行政無線による放送
- オ その他広報車による巡回宣伝

その他必要な事項は、共通対策編第3章 第1節 第2款等による。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起する。

町長は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第2款 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。
- (2) 町は、消防団等と連携して情報を収集し、県に報告するとともに、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。
- (3) 町は、消防庁等への報告に当たっては、「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、FAX等によって行う。

【資料29 火災・災害等即報要領 第1号様式(火災)】

2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

(1) 火災等即報

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告する。

- ① 死者3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故については、アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告する。

- ① 建物火災
 - a 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - b 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災
 - c 損害額1億円以上と推定される火災
- ② 林野火災
 - a 焼損面積10ha以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請したもの
 - c 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ③ 交通機関の火災
自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
(例示)・トンネル内車両火災

④ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第7節 避難收容活動

共通対策編第3章 第7節によるほか、以下のとおりとする。

1 大規模火災時における住民等の避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線・防災情報メール

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章 第14節によるほか、次によるものとする。

1 被災者・住民への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4章 大規模な火事災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第6節 事後の監視等の実施

町は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油排出事故による周辺地域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。

また、必要に応じて補完的な対策を講ずる。